

資料3 基本協定書案

名古屋城水堀における舟運事業に関する基本協定書

名古屋城水堀における舟運事業事業者再募集（以下「本募集」という。）に関し、名古屋市（以下「甲」という。）と事業予定者の〇〇（以下「乙」という。）との間で、以下のとおり、事業実施に関する基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。本基本協定に別段の定めがある場合を除き、本基本協定において用いる用語の定義は、再募集要項に定められたとおりとする。

（趣旨）

第1条 本基本協定では、甲が本募集に関し、乙を事業予定者として決定したことを確認し、甲と乙との間で締結する実施協定に向け、本募集の円滑な実施に必要な、諸手続並びに甲及び乙の義務を定める。

（甲及び乙の義務）

- 第2条 甲及び乙は、実施協定の締結に向けて協力の上、各々誠実に対応し、これが締結されるよう最大限の努力をするものとする。
- 2 乙は、再募集要項及び提案書を遵守するものとする。再募集要項と提案書の間に齟齬があると甲が判断した場合は、提案書の内容が再募集要項で示された水準以上の内容であると甲が判断した場合を除き、再募集要項の内容が優先するものとする。

（実施協定）

- 第3条 甲及び乙は、本募集の実施に向けての協議を経て、実施協定を締結するものとする。
- 2 実施協定は、令和8年〇月〇日までに締結するものとする。ただし、やむを得ないと認める場合は、甲及び乙が協議して新たに期限を定めるものとする。
- 3 前項の規定により新たな期限を設ける場合は、甲又は乙は、相手方に対して令和8年〇月〇日までに申し出なければならない。

（実施協定不調の場合における処理）

第4条 次の各号に掲げる事由により前条に規定する実施協定の締結に至らなかった場合における費用（甲及び乙が本事業の準備のために要した費用並びにこの条の規定により本基本協定を解除するために要した費用）については、本基本協定の当事者各自の負担とし、相手方にその費用を請求することができない。

(1) 天変地異その他甲又は乙のいずれの責めにも帰することができない事由により次の状態となった場合

ア 本事業の実施が不可能又は極めて困難になった場合

イ 名古屋城の運営に関し、極めて重大な変更があった場合（アに掲げる場合を除く。）

(2) 第6条の規定により本基本協定が解除された場合（同条第3項に該当する場合を除く。）

(本基本協定の任意解除)

第5条 乙は、乙の都合により本事業を実施できなくなった場合においては、甲と協議の上、本基本協定を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により本基本協定を解除しようとするときは、令和8年〇月〇日（第3条第2項ただし書の規定により新たな期限を定めた場合においては、当該期限の1か月前）までに甲に対してその旨を申し出なければならない。

3 乙は、前項に定める期日を経過した後に、本基本協定を解除しようとするときは、甲に対して違約金を支払わなければならない。

4 前項の違約金の額は、提案使用料の1年分の金額とする。

(本基本協定の強制解除)

第6条 次に掲げる場合は、甲は、事前に乙に通知し、又は乙と協議することなく、本基本協定を解除することができるものとする。

(1) 第3条第2項に規定する期限（同項ただし書の規定により新たな期限を定めた場合においては、当該新たな期限）までに実施協定が締結されない場合

(2) 乙が、正当な理由なく令和8年〇月〇日（第3条第2項ただし書の規定により新たな期限を定めた場合においては、当該期限の1か月前）までに詳細設計（実施協定の締結に支障がない部分を除く。）を完了できない場合。

(3) 乙が次条の規定に違反した場合で、甲が本事業の実施に支障があると認める場合

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、本基本協定に関する事項について知り得た情報につき、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、法令の規定に基づき開示が要求される場合、裁判所により開示が命じられた場合、乙の本募集に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合、及び甲が名古屋市情報公開条例（平成12年4月1日条例第65号）等に基づき開示する場合はこの限りではない。

(本基本協定の変更)

第8条 本基本協定は、甲及び乙の書面による合意によってのみ変更することができる。

(本基本協定の有効期間)

第9条 本基本協定の有効期間は、本基本協定締結の日から実施協定締結の日までとする。ただし、実施協定の締結に至らなかった場合は、実施協定の締結に至る可能性がないと甲が判断してこれを乙の代表法人に通知した日、または乙が辞退した日のうちいずれか早いほうの日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条、第5条及び第8条の規定の効力は、本基本協定の有効期間の終了後においても存続する。

(協議等)

第10条 本基本協定に定めのない事項につき疑義が生じた場合、甲及び乙は誠意をもって協議し解決するものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第11条 本基本協定は日本国の法令にしたがって解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争に関する裁判の第一審の専属管轄裁判所は名古屋地方裁判所とする。

以下余白

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙が各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 住 所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
氏 名 名 古 屋 市
〇〇〇

乙
住 所
氏 名